

<養育費請求調停を申し立てる方へ>

1 概要

離婚後、子を監護している親は、他方の親に対して養育費の支払を求めて調停を申し立てることができます。また、一度決まった養育費であっても、その後に事情の変更があった場合（収入が増減した場合や子が進学した場合など）には養育費の額の変更を求める調停を申し立てることができます。

調停手続では、調停委員会が申立人（あなた）及び相手方から事情をお聴きしたり、書類等を提出していただいたりして、双方の収入や子に必要な費用がどのくらいあるのかといった事情を把握し、養育費の算定表を参考にしながら、双方の合意を目指して話し合いを進めます。

話し合いがまとまらず調停が不成立になった場合には自動的に審判手続が開始され、裁判官が、一切の事情を考慮して、審判をすることになります。

※ 両親が離婚していない場合に子の養育費の支払を求める場合には、夫婦関係調整（離婚）や婚姻費用の分担の調停の中で話し合いをすることができます。

※ 養育費の算定表は、次のサイトに掲載されていますので、参照してください。

http://www.courts.go.jp/tokyo-f/saiban/tetuzuki/youikuhi_santei_hyou/index.html

2 申立てに必要な費用

- 収入印紙・・・対象となる子1人につき1200円
- 連絡用の郵便切手・・・140円×1枚，100円×2枚，84円×8枚，10円×10枚，5円×5枚，1円×10枚
合計1147円分

3 申立て時や調停進行中の提出書類等とその取扱い

(1) 申立てに必要な書類

- 申立書3通

→申立書は、法律の定めにより相手方に送付しますので、裁判所用、相手方用、申立人（あなた）用の控えの3通を作成してください。

- 事情説明書1通
- 送達場所の届出書1通
- 進行に関する照会回答書1通
- 対象となる子の戸籍謄本(全部事項証明書)1通

→戸籍謄本等は3か月以内に発行されたものを提出してください。

- 収入に関する書類等

→源泉徴収票写し，給与明細写し，確定申告書写し，課税証明書写し等，当事者双方の収入が分かるもの

- 過去の養育費に関する取決めや支払状況に関する書類等

→過去の審判書，判決書，調停調書等

(2) 調停進行中の提出書類等

特別な費用（子の私立学校の授業料等）に関する書類等が考えられますので、必要に応じて提出してください。

※ 事案によっては、このほかの書類等を提出していただくことがあります。

(3) 収入書類及び上記(2)の提出書類等の提出方法

- ・ 養育費請求調停事件は、当事者双方がお互いの経済状況を理解した上で話し合いを進める手続です。そのため、書類等を提出する場合には、裁判所用及び相手方用としてコピー2通を提出するとともに、調停期日には申立人用の控えを持参してください。

- ・ 書類等の中に相手方に知られたくない情報がある場合で、家庭裁判所が見る必要がないと思われる部分（住所秘匿の場合の源泉徴収票上の住所等）は、マスキング（黒塗り）をしてください。（裁判所用及び相手方用のコピー2通全て同様に作成してください。）
- ・ マスキングができない書面については、「非開示の希望に関する申出書」に必要事項を記載し、その申出書の下に当該書面を付けて一体として提出してください。相手方にその書面等を交付するか否かについては、裁判官が判断することになります。
- ・ 家庭裁判所では個人番号（マイナンバー）を必要としません。住民票、源泉徴収票などを提出するときは、マイナンバーの記載がないものを提出してください。やむを得ずマイナンバーが記載された書類を提出する場合には、マイナンバーが記載された部分をマスキング（黒塗り）してからコピーしたものを提出してください。

(4) 提出された書類等の閲覧・謄写（コピー）

相手方から閲覧・謄写の申請があった場合、これを許可するかどうかは裁判官が判断します。そのため、「非開示の希望に関する申出書」が提出されている場合であっても、閲覧・謄写が許可される可能性があります。

また、調停が不成立となって審判手続が開始された場合、審判のために必要な書類等については、調停手続では閲覧・謄写が許可されなかった書類等であっても、改めて閲覧・謄写の申請があれば、法律の定める除外事由がない限り許可されます。

4 申立先

相手方の住所地を管轄する家庭裁判所となります（ただし、相手方との間で担当する家庭裁判所について合意できており、申立書と共に管轄合意書を提出していただいたときには、その家庭裁判所でも対応することができます。）。

5 調停の進め方について

調停の流れは下図のとおりです。調停は平日に行われます。1回あたりの時間はおおむね2時間程度です。調停では、それぞれ別々の待合室でお待ちいただき、交互又は同時に調停室に入ってもらって、調停委員が中立の立場で、それぞれのお話をお聞きしながら話し合いを進めていくことになります。

